

第3章 地域の対応

第1節 東京府・市での対応

1 地震発生直後の対応

(1) 東京府庁の対応

東京府は、非常災害が発生した場合に備え、1918（大正7）年5月に非常災害事務取扱規程を制定していた。この規程は、非常災害が発生した場合には内務部長を総長とする臨時救済委員を置き、総務、救援、物資、工事、会計の各部を設けて、それぞれ救済、学務兵事、農商、土木、会計の各課長を責任者として活動することを定めていた。救援部は軍隊への応援請求や青年団、在郷軍人会など救援にあたる有志者との連絡を、物資部は救援物資の調達と輸送並びに物価の調整を、工事は応急工事と収容所の設備、交通・通信の設備を取扱うことになっていた。

麹町区有楽町（現在の千代田区丸の内）にあった東京府庁は火災を免れ、9月1日の地震発生当日から救護活動を開始した。その日は土曜日で半日勤務だったため退庁した職員もいたが、残った職員は府庁の中庭に天幕を張って待機し、午後1時ごろに非常災害事務取扱規程の適用を決めた。この規程が実際に適用されるのは初めてのことだった。臨時救済委員は規程の適用にあたって選任することになっていたが、規程ができてからの5年間に府の組織変更があったにもかかわらず、責任者になる役職者についての規程が改定されていなかった。そのため残留職員は混乱したものと思われる。

地震発生当日、避難者の大部分は昼食をとっていなかった。避難者への食糧支給は緊急な課題とされ、職員は食糧の収集、買い入れに奔走したが、その成果は芳しいものではなかった。例えば、会計部では、蠟燭と食料品を買い入れるために自動車2台に分乗して各方面に奔走したが、営業している者がなかったため、わずかに蠟燭1箱（1,000本入り）とパン3円50銭分を購入して帰庁した。車両と人夫を備えておく必要も直ちに認識されたが、こちらも成果は芳しくなかった。会計部は、乗用自動車、貨物自動車を雇い入れるために業者と交渉したが、いずれの業者も自らの避難準備のために自動車を必要としており、一人として応じるものはなかった。地震発生1時間後には自動車を駆って人夫の雇い入れに着手したが、東奔西走の結果ようやく15人を得たのみだった。

この日は徹夜で救護活動が行われた。2日の午前4時には陸軍省から大釜20個を借り入れ、東京府市場協会の貯蔵米（白米250袋）を使って、午前7時半ごろから商工奨励館前で炊出を開始

した。また、2日には豊多摩郡長から握り飯、沢庵、飲料水が送られてきたため、直ちに配付した。2日の時点で、物資部による収集と豊多摩郡長の尽力とにより、米の用意は延べ28万3,250食分となった。

(2) 東京市役所の対応

東京市は、1921(大正10)年10月に非常災害処務規程を設けており、総務、救護、工務、経理、電気の各部を置いて対応することを定めていた。例えば、救護部は学務、社会教育、商工、衛生、公園、地理の各課と社会局とで構成するというように、各部に所属する局課が決められており、助役や局長から選ばれる各部長が局課長を通じて部員を指揮監督するという体制になっていた。

東京府庁と同じ構内にあった東京市役所も火災を免れた。府と同様、構内にテント張りの非常災害救護事務所を開設し、非常災害処務規程に基づいて救護事務を開始した。市役所では、退庁前の職員全員に対する居残り命令が出された。そのため、震災時に東京市庶務課長だった荒木孟によれば、「庁員も割合に多数残つて居つて呉れて、私共市役所の前の庭に出て救護事務に掛る時は、前の庭に殆んど一杯に人が居りました。随分ウヨウヨと府の人や市の人が居つて応急の処置には人手の不足を感じなかつた」(『帝都復興秘録』)という。

1日には、宮内省、近衛師団、第一師団から天幕を借用して二重橋前に設置したり、東神倉庫、神田川倉庫から米を購入するなどの活動を行っている。大規模避難所となった公園での救護活動も1日から開始された。日比谷公園では、堀井戸全部に応急処置を施して、避難者に終夜給水を行った。芝公園へは午後6時ごろに職員が派遣され、陸軍の援助を得ながら避難者の整理を行い、炊出のための竈9個を設置した。芝公園では、陸軍より支給の乾パン1万6,000人分、同公園水泳場の水槽内の水約8,000石が避難者に分配された。同水泳場収容の避難者に対しては炊出も行われた。

翌2日早朝、市内各所に掲示を出して、避難場所、炊出、水道、救護所等について広告した。市役所での炊出は2日早朝から行われ、府庁内の白米若干と中野電信隊の在庫6石が用いられた。東京市河港課の芝浦出張所でも2日に炊出が開始された。

震災時に東京市収入役だった見山正賀は、「あゝした非常時には、すぐ役立つものは、現金と物です。この用意はいざと云ふ場合によくよく考へておくべき大切なことです。」(『東京都政秘話』)と回想している。当時市の金庫は安田銀行に任せていたため、市役所には現金がなかった。見山はポケットマネーから1,000円を用意したが、水道局や区役所からの求めで1日の夕方にはなくなってしまった。そこで、見山は電気局には現金が毎日入るということに思いあたり、電気局に行って1万円を借りた。翌2日には三菱銀行から、3日には日本興業銀行から、それぞれ現金10万円を引き出すことができ、米をはじめ食料品などの購入に充てた。

(3) 区役所の対応

区長は災害の恐れがあると判断した場合には、避難の方法心得の告知、避難所や炊出の準備、各種団体への応援要請などを行って災害に備えることになっていた。しかし、これは水害が念頭に置かれており、災害が事前に予見できるという前提に立っていたから、突然の大地震に対して効果を持つものではなかった。

市内の各区役所は、東京府の定めていた非常災害事務取扱規程準則に基づいて、それぞれ臨時機関を設け、対災緊急事務を処理した。山の手の各区役所は、1日の夕方から夜にかけて炊出を開始した。緊急時のための備蓄があったわけではなかったし、炊事道具の不足と停電による暗闇とが円滑な配給を妨げた。近衛歩兵第三連隊から大釜10個を借りて常雇作業員71名が12石(約1万2千食)の米を炊いた赤坂区や、区内の8小学校に責任者として吏員を派遣して神楽坂警察署とあわせて2万7,881名に給食した牛込区のように他区からの避難民にまで給食できた区もあった。しかし、区内の白米商の米が既に官憲によって徴発されてしまったために、3俵(1石強)しか米が入手できなかった四谷区のような例もあり、区役所による対応能力の差が表れる結果となった。

都心の麴町区役所は、大火になることを予想して、1日の午後2時ごろに白米を購入しようとしたが、米屋に断られた。そのため、区内の近衛歩兵連隊に白米の分与を求めたところ、混雑が激しく給水も不十分である状況下では炊出は難しいだろうと乾パン1万2,000食を渡された。そこで、職員20名と常雇作業員30余名で、午後7時から靖国神社や牛が淵公園の避難民への配給を開始したが、数百メートルの距離を運んで配る作業に6時間かかった。配付食数はちょうど区内の家を失った者の数に相当した。2日午前0時には区役所に火災が迫ったため、重要書類を半蔵門に搬出して職員数名がこれを監守し、本部を麴町小学校に移した(麴町区役所は午前3時ごろに焼失した)。まもなく麴町小学校も危険に陥ったので本部を番町小学校に移し、午前10時になって麴町高等小学校が危険を脱したので同校を仮事務所にして、救済事務部を組織して部署を定めた。

神田区役所は、麴町区役所と同じころに、牛が淵付近で近衛連隊の乾パン1,300食を配った。しかし、これは家を失った区民の1%相当の食数でしかなかった。庁舎の焼失にもかかわらず神田区役所は翌2日から神田川米穀市場提供の米で炊出を開始した。

1日の晩から2日にかけて軍や府市区によって市内で配給されたのは、軍から出た乾パン12万食とこれとほぼ同量の炊出の握飯だけだった。江東地区にはもちろん、丸の内の疲弊した消防職員にすら行き渡ってはいなかった。他の区役所を焼失した各区が炊出を開始するのは3日以降になった。

下谷区役所は、1日は区長以下職員の大部分が区役所に居残って夜を徹した。2日の朝に重要書類を車に積んで上野駅構内に搬出し監視したが、猛火が同駅に及んだため、上野公園近くに搬送した。夕方には区役所庁舎に火が燃え移り、区長は吏員一同を整列させて庁舎に告別した。3日になって上野公園自治館に仮事務所を設け、分担を定めて救護事務を開始した。

管内の被害が最も大きかった本所区役所では、家族の安否を気遣って退庁する者が多かった。霜島幸次郎区長以下の少ない残留者は炊出の準備に着手したが、区役所に火が発し、消火できなかったため、書類を手車に満載して避難した。しかし、避難途中で猛火の包囲に陥ってしまったため、区長は解散を命じ、書類は車両積載のまま放棄した。翌2日、小松川町の荒川土手に避難していた区長は、大野書記らを区役所焼跡に派遣し、被服廠跡に仮事務所の設置を命じた。大野書記らが被服廠跡で職員の参集を待っていたところ、杉山主事、篠木書記が来て、善後策に腐心したが、惨状を嘆くほかない状況だった。杉山主事が市役所と赤十字本社病院に救助を求めに行き、残った職員と常雇作業員がとりあえず傷病者を救護した。3日になって国技館に区役所仮事務所を設置し、救護事務の部署を定めた。

2 避難民の収容

焦眉の急に対応すべく第一次的な方法として、学校、官公衙、社寺境内や華族、富豪などの大邸宅が開放された。陸軍や民間から借り入れた天幕を収容所に充てることも行われた。

避難所となった小学校では、教職員が卒業生有志の献身的な協力を得ながら避難民を組織化することで、水や食糧の運搬、炊事、夜警、掃除など避難所の運営が行なわれた。卒業生達は青年団員でもあり、当時は小学校を唯一の母校とする人が多かったため、青年団員の母校・地域への愛着は強かった。教職員は、避難者名簿の作成、当局から得た情報の避難民への伝達などにもあたった。区役所から小学校へ公式に救護事務が委託されたのは、多くの場合、2日以降のことだったが、それ以前から地域住民による自前での救護活動が行われた。学校などの公的建物では、雨天になると避難民が増加するという問題が生じた。

本郷区にあった侯爵前田利為邸は、多数の避難民を収容した邸宅の事例である。前田邸では、2日の夜が明けると自動車を出して川越付近まで出向いて、邸内の罹災者のために鉄板、ローソク、医薬品、食糧等を買入れた。また、医師2名に依頼して約200名の治療を行った。3日には、避難民に青年団をつくらせ、警備、食糧配給、給水等の作業を行わせた。邸内への収容は、単に場所を提供することではなく、このような救護活動を伴うものだった。

日比谷公園、上野公園などの大規模避難所では、3日ごろから市による炊出が開始された。それまでは避難民の収容整理に追われていた。大規模避難所には次第に天幕張避難所が設置されていった。

しかし、以上のような公的な避難所の収容力は絶対的に不足していたから、その収容者数は割合としては小さなものにとどまった。罹災者の大半は、縁故先やこのときに初めて知り合った人の家へ寄寓していた。家屋や寝具を提供し、負傷や労苦をいたわり、水や蠟燭、燃料等の調達に奔走し、食糧を分かち合った人々の活動は、最も実効性がある罹災者救護だった。こうした状況が非焼失地域で幅広く見られた。市区もまた、避難民の一般住宅への寄寓を奨励し、

縁故者に頼ることができない避難民から避難の懇請を受けた場合にはやむを得ない場合を除いて応じるよう呼びかけた。その後、家を失ったほか、当面働く場所や学校がなくなった人々は郷里に引き揚げた。東京市の人口は、9月20日には140万人となり100万人以上が流出している。

避難民収容の第二次的な方法として、小学校の焼跡、公園などに救護事務局、府、市、区、警視庁、富豪や民間団体によってバラック収容所が建設されていった。その一方で、10日ごろからは焼跡へ自力で仮小屋を建てて復帰する住民が増えてきた。9月17日の時点では、罹災者のうち、屋内収容者が約13万人、屋外居住者(公園広場等に急造した小屋内居住者を含む)が約10万人いたのに対し、焼跡に罹災者が自力で建てた仮小屋は約2万5,000戸で、それへの居住人員は約13万人だった。9月30日には仮小屋数は約4万4,000戸、居住人員は約24万4,000人に達した。バラック収容所の建設が一段落した11月15日段階でのバラック収容所への収容者は9万人弱であり、これは家を失った人々の一割にも及ばない。多くの罹災者は自力で住処を再建した。

バラック収容所への収容方針は、次のようなものだった。まず、露天仮小屋に居住する避難者のうち整理の必要がある者に立ち退きを命じて、これを収容し、露天小屋は直ちに除去した。次に、官公衛学校などへの収容者のうち整理の必要がある者に立ち退きを命じ、これを収容した。それより後は希望者を順次収容した。

震災時に東京市公園課の技師だった井下清は、当時の様子について、「下層階級の人々は避難と同時に焼けトタンや板などで、樹間に巧みなバラックを造ると云ふ器用なものでしたが、そこへ行くと上流階級の人々は、唯人手を頼つて自ら造ると云ふこともしないで、夜半にはブルブル慄へてゐる始末であつた。」(『東京都政秘話』)と回想している。

3 飲料水・食糧の供給

(1) 飲料水の供給

a. 水道の被害と復旧

上水道は、新宿の現在の都庁周辺にあった淀橋浄水場で濾過して市内全域に送水されていたが、地震により、取水源の多摩川から淀橋浄水場に至る築堤水路が途中で崩壊したため、浄水場に水が来なくなった。この築堤水路は、1921(大正10)年12月の地震の際にも崩壊して全市の断水をもたらしており、その復旧工事に際して、江戸時代の玉川上水(旧水路)を利用する予備給水施設が設けられていた。地形的に無理をしていない江戸時代の水路の方が地震には強かったので、新水路に障害が生じた場合には普段は余水を流している旧水路に全水量を流し、そこから浄水場へポンプで揚水できるようにしたのである。しかし、このポンプは電動式だったため、震災時には停電で使えず、浄水場への給水は杜絶した。

淀橋浄水場の浄水池には2、3日間は給水できるだけの貯水があり、浄水場から高地への送

水に使うポンプは明治生まれの蒸気ポンプだったから運転可能だった。しかし、ポンプ室のすぐ外で給水本管が破裂したため、高地線への送水は途絶えた。一方、低地への給水は自然流下で、本郷と芝の給水場を通して東京の北部と南部にそれぞれ配水していた。このうち、本郷への送水管は急速に流量が増えたため、破裂が予想され、送水を停止せざるを得なかった。低地本郷線の区域には本郷の浄水池の水が尽きるまで配水されたと考えられるが、配水管の破損部分からの流出も多かった。芝への送水だけは続けられたが、各所での配水管の破損により持続的に給水されたのは丸の内方面だけで、それも水圧は著しく低くなった。ごく一部の地区を除いて全市が全く断水した。

築堤水路の応急処置は、崩壊箇所には木樋を架け、亀裂箇所にはコンクリート工事やモルタル工事を行うこととし、経費を顧みずに昼夜兼行で急速施工する方針を立てた。しかし、材料が容易に得られず、作業員も烏合の衆であり、いったん補修したところも頻発する余震のために再三亀裂を生じるありさまで、相当硬化した後でないと思われて安心して水を通せなかった。木樋についても、むしろ確実な工事にした方がよいと思われた。そのため、日中だけの工事に変更して、9月13日には全部通水に差し支えない状態に至った。

旧水路の水を汲み上げる電気揚水ポンプの復旧作業には3日の朝から取りかかった。高地給水系統への給水本管が直ったのは3日の正午ごろだった。3日の午後5時には電力が使えるようになったので、このときから電気揚水ポンプ6台中2台の運転を開始した。高地へのポンプ送水も開始された。

通水は山の手方面(高台方面)から徐々に始まり、山の手では7日までにほぼ全域が通水した。山の手ではその後も、漏水の影響と避難者が集まって使用量が多かったことにより、不十分な給水状態が続いたが、10月初旬ごろからは良好な給水状態に回復した。下町の通水は山の手より遅れ、日本橋・京橋は9月10日ごろ、神田・下谷・浅草は9月末までずれ込んだ。月島、本所、深川方面への送水は、隅田川を横断する各主要導管の破壊によって全然見込みが立たなくなっていた。月島へは隅田川底に導管を敷設することとし、9月16日ごろに佃島の渡に2インチの鉛管を渡した。本所深川方面へは、9月15日に厩橋及び永代橋の水送鉄管修繕の準備に着手した。永代橋は、大阪市の応援隊によって9月25日竣工、26日から通水した。厩橋も、大阪市応援隊によって18日に竣工したが、その後、故障が続出したために通水は11月1日になった。市全域に通水が完了したのは、11月20日のことだった。

火災地区の水道給水栓の中には、9月10日ごろになっても出水したまま放置してあるものが無数にあった。これを防止するために派遣された市役所職員は、付近避難民などの威嚇によって十分にその目的を達することができなかつたため、市内各地を警備する軍隊に依頼して放水の防止に努めた。

b. 飲料水の供給

警視庁消防部の指揮のもとに各地の消防署が飲料水の配給に努めた。東京府市も飲料水の配給を開始した。しかし、供給量は絶対的に不足しており、混乱がしばらく続いた。

こうした状況下において、井戸水が貴重な飲料水として利用された。町会などによって井戸が開放され、撒水自動車を利用しての井戸水の配給も行われた。日比谷公園では、震災前年の断水を教訓として、公園内に6尺の井戸を2か所掘ってあったのが役立った。1日の夕方には水が減って濁ったが、作業員用の五右衛門風呂を使って湯に沸して配給した。

焼跡に残った氷も、持ち運びできる飲料水あるいは救護材料として活用された。本所被服廠跡では、南側の製氷会社焼跡の地下部分から大量の氷が発見された。江東地区は、製氷会社が多かったため、清澄公園でも東大工町にあった大日本製氷の倉庫の氷が用いられた。市役所でも、2日に神田で氷蔵が焼けて焼残りの氷が積んであるのが発見されたので、貨物自動車で運んできて、市役所前の人だかりに、門を閉めて鉄格子の間から配った。自動車5、6台分の量があった。

また、芝、日比谷などの低地では、水道管からの漏水も飲料水として利用された。

9月3日午前、臨時震災救護事務局で市内飲料水供給に関する協議が行われ、陸軍が全市への飲料水搬給にあたることとなった。直ちに陸軍は平素の調査に基づいて牛込区の空樽大問屋星野四郎と空四斗樽購入の契約を締結し、在庫品約2,000樽について他への不売を約した。午後2時半、芝浦入港の駆逐艦に積載された飲料水を利用するために、8輻の軍用自動車に四斗樽を満載し、東京市水道課技手伊藤通敬も同伴して芝浦に急行した。しかし、芝浦での飲料水陸揚作業は、仮泊時間の関係と陸揚設備の不十分とのために進捗しなかった。そのため、丸の内の農工銀行付近の給水栓によって午後11時半まで戸山ヶ原その他の団体的避難民への給水活動を行った。翌4日には、主要な団体的避難場所を目標として市内全域にとりあえず1回だけでも給水するという方針を立て、日比谷公園西南消火栓に蒸気ポンプを装備して給水の拠点とし、本所、深川、浅草、下谷(上野公園)、麴町、芝、神田方面にそれぞれ1回以上の給水を行った。

東京市水道課は、焼失破損を免れた撒水自動車、撒水馬車の回収に努めるとともに、各所への給水を実施していた。5日、陸軍と市水道課が合同して一手に給水を実施することが決定され、東京市内臨時給水計画が協定された。この計画によれば、市水道課内に置かれた給水部が全作業を統制し、市内を5つの方面に分け、各方面に搬水用タンク自動車(容量12~20石。1石は約180リットル)が1、2台ずつ配当された。日比谷公園西南消火栓が引き続き給水根拠地とされ、根拠地の数は水道補修工事の進捗とともに増やすとされた。給水栓には警視庁の消火用ポンプを装備し、市内各所の送水地には30から50の四斗樽を置いて付近給水の原点とした。橋梁破壊のため自動車が通れない深川方面については隅田川の水路輸送によってこれを補うとされた。計画には、市役所が臨時徴用した作業員は、規律的精神に乏しく、労を厭うために能率があがらないと記されており、各自動車に1名以上の軍人を乗車させて作業員を鞭撻善導することとされている。

各区役所も消防署の援助を受けながら給水を行ったが、ガソリンの不足が十分な配給を妨げていた。本所、深川、月島方面は、陸路の交通困難ばかりでなく水路にも障害物が多かったために給水が困難で、最も水不足に陥った地域だった。船夫がしばしば逃亡して給水の効果があがらないという事態も生じた。本所区役所は、市からの給水が不十分だったため、国技館内の井戸を修理し、これに石油発動機を備え付けて、その井戸水を配給している。深川区には、飲用に適する井戸が少なかったため、汚濁水を運搬して来て、煮沸もしくは濾過して使用した地域もあった。区内最多数の避難者がいた岩崎別邸では、埋没した消火栓内の溜水を汲み上げて飲料に供したほどだった。

9月20日以降になると、団体的避難民の離散に伴って給水区域が著しく拡大したため、給水事業は困難の度を加えた。風雨の際の水路輸送は特に困難だった。

(2) 食糧の供給

a. 混乱期

震災によって東京、横浜の食糧貯蔵倉庫のほとんどが焼失し、深刻な食糧危機が生じた。大量に発生した避難民への給食は最大の課題とされた。

各官公署は震災直後からそれぞれ独自に食糧調達にあたったが、混乱状態にあった。例えば、東京市役所は2日、各方面から来着するであろう救恤米を受領するために、福田重義吏員を川口駅に派遣した。その量も運搬方法も、何もわからない状況での出発だった。夕方川口駅に着いたが、救恤品は来そうもない様子だった。そこで、蕨駅ではないかと推測して蕨駅に行ってみたところ、群馬、茨城方面からの救恤米が既に到着していた。米の受取書を出し、数を数え、トラックに積んで東京に送る作業を同行した職員と2人でやっていたが、とても間に合うものでなく、受け取ったものは東京へそのまま送ることにした。しかし、次第に東京から帰って来るトラックが少なくなって、米が駅に山をなし、県の係員から早く受け取ってくれと言われる始末だった。トラックが田へ落ちたり、人をひき殺したこともあった。東京では、神田泉町佐久間町の米倉が焼けずに残っており、それが避難民への給食に大いに利用されていたが、その話を福田が聞いたのは、数日後東京に戻ってからだった。

区役所、町村役場、町会などもそれぞれに管内の米穀商や郡部の農村で米を調達したり、埼玉、栃木などの近県へ職員を派遣したりした。中には、荏原郡大井町役場のように、吏員を秋田県にまで派遣して米を買収させたところもあった。

震災後数日で、各地からの救援物資が田端、隅田川、亀戸の各駅や品川沖に到着しはじめた。しかし、物資は到着しているのに搬送ができないという事態が生じた。運搬業者のほとんどは震災の打撃を受けており、車両が不足していた。府市当局の力のみで配給することなどは到底不可能だった。避難民の雑踏と障害物の散乱とにより道路は通行困難だったし、橋梁も焼失していた。自警団の警備は厳重で、夜間の通行は危険だった。輸送途中で食糧が暴民に掠奪されることもあった。

9月2、3日には少なかった各区役所による救済米配給量は、4日から増加しはじめた。各区における救助米分配組織のほとんどは、区役所から受領した救助米を町会が頭割りあるいは戸別割で配給するという形をとった。

各区役所は車両、現金の不足のため物資調達に困難を余儀なくされながら活動していた。金融機関が途絶したことで、避難民も現金を所持していない者が多かった。物資の供給は無償ばかりではなく、廉売されている場合もあったが、物はあっても現金がないために避難者の手に渡らないこともあった。

食糧配給の現場では、当然のことながら混乱が生じた。例えば、井下清(震災時の東京市公園課技師)の回想によれば、石巻から船で缶詰が送られてきた際には、これを知った罹災民が荷揚場の霊岸島へ群集して、我先にと奪い合いの剣幕だった。船上の責任者は、役所の責任ある人から受取証を受領するまでは引き渡せないと言って、船を河岸へ着けず、そのため、だんだん人は増えて怒鳴る喚くの騒ぎで手が着けられず、臨機の処置に苦勞した。

本所深川方面は、橋梁の焼失により物資供給が特に滞っていた。深川区の越中島周辺の住民は家を焼失し糧秣本廠の焼残り缶詰などで食をつないでいたが、4日午後1時に到着した大阪市からの救援汽船からの白米100俵の積み取りを、焼残った小船を動員して行っている。公的機関の指示や支援が行き渡っていない状況下では、住民たちの力で積み取るしか食糧を得る道はなかった。

b. 配給体制の形成後

臨時震災救護事務局の統制のもとに、芝浦までの水面輸送は海軍、芝浦港や各鉄道駅から郡区役所までの移送は陸軍、避難民への供給は郡区役所が担当するという配給体制が形成され、9月6日ごろから実施された。

芝浦港は、各地から海上輸送されてきた物資の陸揚地点となった。人夫の不足と不熟練、舢舨、車馬の不足が陸揚作業を滞らせた。作業能率を上げるためには本職仲仕を雇用する必要があるが、一流の親分でさえもその配下を集めることが至難の状況だったので、やむを得なかった。市としては、罹災民に職を与えることも焦眉の急だったため、単に能率問題だけからこれを解決することはできなかった。市が集めた人夫は、上野公園、日比谷公園などの避難民から志願者を採用したもので、その多くは食べる物に困って志願した者だったから、着のみ着のままであるのはまだしも、まず朝食を給さなくては労働に従事することができないといったありさまだった。また、芝浦埋立地は、地震による亀裂箇所の応急修理をしたとはいえ、自動車の運行は困難で、道の悪いところは人力でその後押をせねばならない始末だった。9月7日には、府市の要求量が米5,960俵だったのに対し、実際に配給できたのは米3,651俵と副食物1,500梱に過ぎなかった。芝浦においては、陸揚、配給能力に対して救助品の集積が過剰であり、滞貨、腐敗が進んだ。調味料や調理道具の不足のため、蔬菜類は配給品として不適切だったから、缶詰のようなすぐにそのまま食べられるものを優先して配給した。そのため、蔬菜類の腐敗についてはやむを得ないところがあった。

田端駅は、鉄道で各地から送られてくる物資の一大集散地となった。田端駅では、荷卸場の区域、通路の狭小、雨天による道路の泥濘が名状し難い混雑を引き起こした。係員は不眠不休で作業を行っていたが、10日ごろになって近くの民家を借り受けて係員が寝泊まりできるようにしたことは、作業能率を増進させた。山積する仕事に対して人員は僅少であり、事務に不慣れなところに順序方法がしばしば変更されたため、すこぶる繁雑を極めた。到着した救恤品に内容書のようなものはほとんど添付されておらず、各車の内容・数量など細目を調査することは到底無理だったから、貨車に表示してある品目によって米その他の食料品及び救護品といったように大まかな区別をして処理した。列車の到着は夜半から早朝に至る間が最も多く、そのことも処理上困難を生じさせた。各府県や各種救護班などの応接、貨物の到着の有無問い合わせに対する調査、到着貨物の領収書を請求に来る者への交付などに手数を要したことも混雑の一因となった。

鉄道駅からの運送では、道路網の未整備や道路の狭さが問題となった。震災時の東京府知事宇佐美勝夫の回想によれば、東京の郡部は無計画に発展してきたせいで、郡と郡とを連絡する道路がなかった。そのため、田端駅から物資を荏原、豊多摩等の方面に運ぶには、いったん東京市に出て来て迂回しなければならなかったため、配給上に大きな不利不便をきたしたという(復興事業の際に環状線整備の必要が認識されることになった)。また、千葉方面から来る物資の卸捌き所となった隅田川駅のあたりも、道路が狭く交通が不便だったため、配給計画を立てる上で不利不便があった。

区役所を通じての食糧配給は本格化し、救済米配給量は7日ごろになって大きく増加した。物資の配給を受けた区役所は、町内会などに委嘱して罹災程度、罹災人員、寄寓避難民数等を調査させ、これを基準として配給の品名数量を定めた。食糧は各町が指定場所で受け取り、運び、配給しなくてはならなかった。これに応じなくては食糧が来ないため、町内会のなかったところでも町内会がつくられることが多かった。なかには、配給が十分に受けられなかった町内会もあったようである。例えば、芝区白金三光町三六會では、9月6日の時点で区域内居住の36戸に130名の避難者が寄寓していた。食糧品の調達に奔走したが、市中で購入することができず、区会議員芳賀五郎に依頼して芝区に食糧給付を請求したが、数日を経ても配給を受けられなかった。そのため、区役所、警察署との連絡の必要を認識し、11日に三光三六自衛団を組織して認可を得た。12日には、避難者の数が159名に達し、この旨を高輪警察署に訴えて避難者に対する食糧の配給を得ようと努めたが、わずかに玄米6升5合を得たのみだった。食糧配給にあたって区役所や警察署は、町内会などの希望を十全に把握できたわけではなかっただろうし、物資の不足という絶対的な理由はもちろんのことながら運搬車両の不足、職員の疲弊など様々な要因により、食糧が行き届かないケースがあった。

当時米は玄米の形で貯蔵され、消費地で精米されていたが、震災による施設の焼失と停電によって精米が難しくなり、炊出や配給は玄米のままで行われた。玄米食は身体に負担がかかった。副食物については、配給された物品が既に腐敗しており、廃棄するしかない場合もあった。

以上のような無償での食糧配給のほかに、食糧の販売も行われた。9月6日から市中10箇所

の公設市場で、7日からは市内の主要米穀店で、市の定めた価格で米が販売された。8日以降、市は臨時日用品小売市場を市内各所に開設したが、それには物価騰貴を牽制する意図もあった。臨時市場での販売には困難も多く、その所在についての公衆への周知不徹底、商品目の過少、販売の不慣れなどの問題が生じた。販売現場から市商工課へは、秤がないため醤油が売れない、値段がわからないので販売できない商品がある、というような報告も寄せられた。

食糧状況が改善するにつれて、救助を必要としない者にも無償配給が行われる傾向が強まってきたため、要救助人員を減少させて濫給を防ぐための施策も打たれはじめた。東京府は、9月11日から町村に命じ、資力ある罹災者に対しては米の有料配給を行わせた。17日には市長から、無償給与の対象は自力又は他の扶助によって生活することが困難な者に限る旨の通牒が出され、各区役所は要救助資格についての厳正調査を行った。例えば、本郷区では、市長通牒と同様の趣旨を各町会に通知して励行を求めたが効果が薄かったため、19日には物資現物の取扱を町会に委託することを止めて、給米所を設置して給米券を発行し、給米券の取扱のみを各町会に依頼する方式に改めている。

4 応急復旧

(1) 橋梁

東京市内の橋梁総数668橋のうち、震災のため焼失墜落したものは289橋を数えた。隅田川には、当時、南から永代橋、新大橋、両国橋、厩橋、吾妻橋の5橋が架かっていたが、永代、厩、吾妻の3橋は火災で致命的な損傷を受けた。両国橋は一部の被害にとどまり新大橋はほとんど無傷だった。本所深川方面には水路が多かったが、ほとんどの橋が木橋だったから焼失してしまい、この方面の生き残った人々に物資を送ることが困難となった。住民は、電車線路や水道管、木材を架けるなどして川を渡った。

仮橋の架設、応急修理等は、まずは陸軍工兵隊、鉄道隊によって開始された。例えば、大横川に架かる橋梁はすべてが焼失して車両の東西方向の通行が不可能になっており、千葉方面からの物資輸送を妨げていたが、千葉街道に架かる江東橋の修理が陸軍によって9月2日から開始され、4日に徒歩用の橋が完成、さらに6日に車両用の仮設橋、10日に本橋が開通した。

東京市が架橋に着手したのは9月4日だった。災直後は食糧や水の配給などの救護活動に人員と車両が傾注されたため、土木復旧作業は初動が遅れた。周囲が焼け果て目印がなくなったために、橋の名を取り違えたり、また、橋台までが跡形もなく焼失したためにどのように橋梁が架かっていたのか見当のつかないところも往々にあって、被害橋梁の調査には苦心した。それで結局のところ、焼失区域内の木橋は大部分焼失したものと見做して応急工事が開始された。

架橋にあたっては、橋の幅を9尺と15尺の2種類に分けた。9尺のものは人のみ、15尺のものは自動車1台と人の通行が可能だった。市は工兵隊の援助を受けながら24班の架橋班を編成して作業を進めた。9月7日に、人の通過可能な吾妻橋他9橋と自動車通過可能な湊橋が、初めて完成した。その後、15日までに57橋、9月末日までに86橋を竣工した。

架橋材料と器具が極めて乏しいことに困った。東京市橋梁課の材料置場は、平久町と水谷橋にあったが、ともに全焼してしまい、材料及び器具の一切を失っていた。ただし、9月4日に、貝折釘やボルト類が大量に掘り出され、それらは有効に利用された。本所、深川は木場が多かったため、現場でかなり材料の都合がついたことは好都合だった。また、鈴木商店から寄附された多量の米松材が大いに利用された。これは船にばら積みになっていたから、一度永代橋下流に集め、筏を組み、周囲を囲んで流出を防ぐ必要があったが、この用意ができないうちに再三暴風雨の襲来を受けたため、流失防止に骨が折れた。材料のうち、特に乏しかったのは板類で、大きな丸太材や角材が集まっても、それを加工する機械も動力もなかった。大規模の製材所は焼けてしまい、山の手方面の製材所も動力その他の故障によって製材ができなかった。大丸組にガソリン機関9馬力のサーキュラー・ソーの持ち合わせがあったので掛け合って、9月6日に永代橋畔で製材を開始した。17日からは芝浦で製材を木挽で始めたが、なかなかたくさん板ができなかった。

東京市では、従来、橋梁工事は概ね請負に附しており、小修繕のみ直営で行っていたため、建築工夫はわずかしが使役していなかった。そのため、大工及び人夫を集める手配をしたが、9月上旬には大工を得ることが容易でなかった。工事は最初のうちは罹災者救済の意味でなるべく自由労働者を使役して直営で進めたが、橋梁工事のような特殊の工事には進捗上影響するところが大きかった。9月14日から一部工事を請負に附し、材料は市が支給した。

焼け落ちた橋梁や焼沈船舶が水路を塞いでいたことも問題だった。例えば、永代橋は墜落した橋材が水中に交錯して航路を閉塞しており、米を受領するため川口町へ向かおうとした東京市河港課所属の汽船は引き返すよりほかなかった。そのため、工兵隊の出動を要請して9月4日午前8時に永代橋下障害物の爆破が行われた。

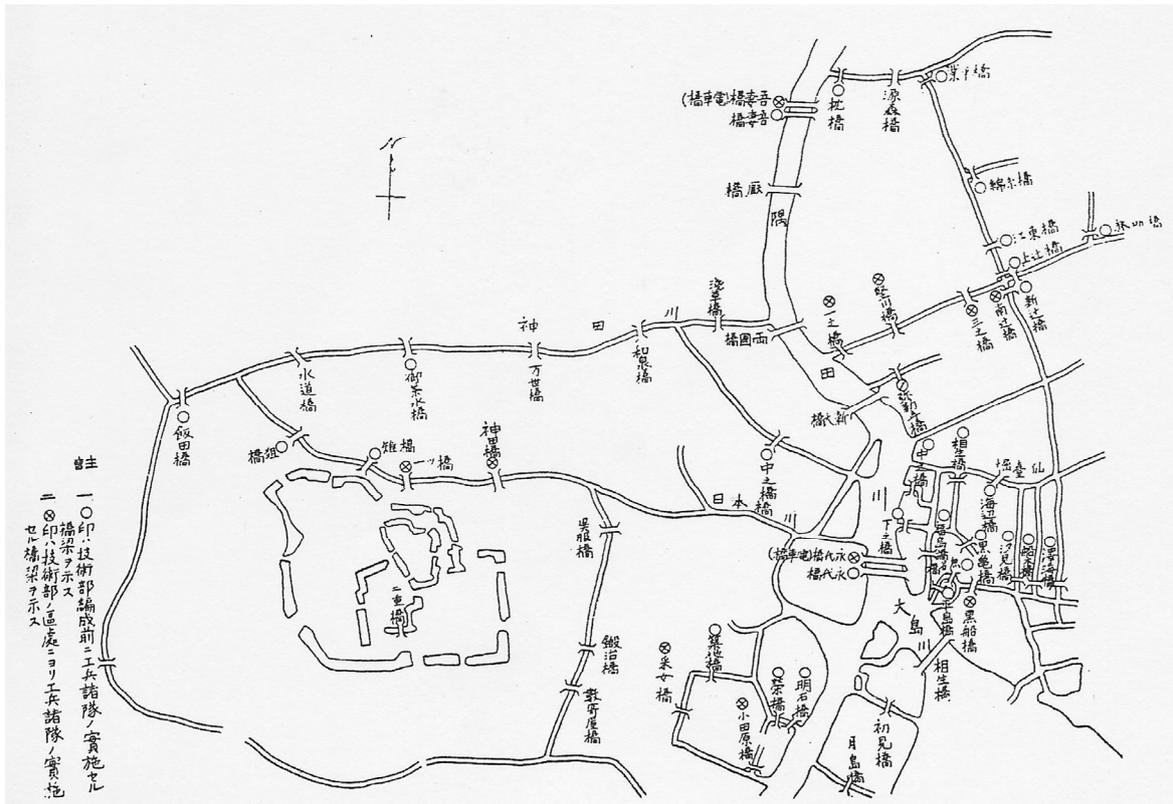


図3-1 東京市内橋梁位置要図

注：技術部とは9月11日に設置された陸軍震災救護委員の技術部を指す。

出典：土木学会編集、『(復刻版)大正十二年関東大地震震害調査報告 附図(下)』,雄松堂出版,1984年

(2) 道路

道路上の取り片付けは、9月4日に着手された。東京市は、全市を第1(日本橋、京橋、芝など隅田川以西神田川以南の区域)、第2(本所、深川両区)、第3(隅田川以西神田川以北)の3大区に分け、それぞれに職員1班ずつを配置して、工兵隊の援助を受けながら整理作業を行った。主要幹線から開始し、まずは幹線道路上を自動車が通行できる程度に整理することを方針とした。

第一に、電線の整理に着手した。道路上には電線が焼け落ちて縦横に散乱し、通行を妨げていた。梯子はありあわせの竹木でつくって間に合わせ、ワイヤー・カッターがなかったのでタガネやヤスリを使ってできる限り切った。吊り下がっている電線は、焼残りの柱類に巻きつけた。9月6日には主要路線に自動車が安全に通行できるだけの整理ができた。9月20日ごろに全部の整理を完了した。

焼けた電車の残骸が横たわっていたことも問題だった。電車残骸の処置は、1台に対し人数と時間がどれくらいかかるか見当がつかなかったため、9月7日に約20人をかけて試しにやってみたところ、1時間くらいかけて路傍に片寄せることができた。そこで、大体の計画を立てて作業を進めた。仕事に慣れるに従い、この時間は短縮された。電車残骸の整理も、工兵隊の援助を受け、東京市電気局と協力した結果9月20日ごろにほぼ終了した。

路面の補修は、工事施工中に震災が発生したために掘削されたまま放置されているところなど、特に危険な箇所から着手した。工事中の穴は路傍に堆積している焦土で埋めた。救護のために諸府県より運ばれた自動車が活動したため、路面の悪化に修理が追いつかなかった。持ち合わせの砂利が少なく、鉄道輸送もできなかったため、砂利に苦勞した。路面補修は、9月14日に着手して10月14日ごろに大体一通り終わった。

(3) 灰燼の処分

焼跡区域の路上には、煉瓦、石、家財その他の灰燼が散乱し、至るところに山積となった。狭い街路は通行しがたいほどだった。9月4、5日ごろになると焼跡の片付けに取り掛かる罹災者が増えてきて、灰燼を道路上に持ち出したため、ますます交通の妨げとなった。道路上の整理が行われている最中であるにもかかわらず、その一方では支障物が道路上にたくさん放棄されて困るという状況だった。

東京市は、9月13日から各方面に吏員を出し、路面上に灰燼を放棄しないように説かせた。14日には、黒刷宣伝ビラ2,000枚程を諸所に貼り付け、市役所が取りまとめに来るまでは灰燼を各自の敷地の一角に片付けておくよう市民に対して求めた。残留建物が少ないため、ビラを貼る場所がなく困った。焼残りの塀柱類などには色々の紙が貼ってあって、宣伝ビラが目立たなかった。20日には、同一文句の赤刷宣伝ビラを2万枚つくって諸方面に貼り付けるとともに、道路局内及び各区役所に相談所を設け、灰燼の処分方法について一般の人々の相談に応ずることにした。

道路、川溝などへの灰燼の投棄を防止することは、警視庁と協力しても十分な監視を行き届かせることは不可能だった。そのため、灰燼の適当な搬出場所を指定する必要がある。一時灰燼置場として借り受けられる土地を極力探したが、市民に賃貸している市有の河岸地を一時灰燼置場として使用するほかないということになった。そこで、河岸地の賃借権利者に対して、河岸地を一時灰燼置場として使用するのを各借地内の私有物の整理をしてもらいたいと新聞広告を行った。河岸地の権利者には気の毒だったが、ようやく一時灰燼置場が定まったので、自分の敷地内に片付けておく余地のない人々には、申し出を受けて市が最寄りの置場を指定し、各自で運搬してもらうことにした。

道路上に放棄された灰燼については、市が整理する必要がある。既に道路上にある灰燼量を約7万5,000立坪と見積もり、これを付近の河岸地その他の置場に運搬し、そのうち約1万立坪だけはさらに水運によって隅田川以東に運び、江東方面の地上げに利用する計画を立てた。江東方面の灰燼は地上げに利用するので、その地で処分可能だった。9月22日の市参事会で経費予算の承認を受け、ようやく整理が開始されることになった。隅田川以西の焼跡区域を三大区に分けて、各区に技師を班長とする班を配置した(第一班は京橋区、日本橋区。第二班は下谷区、浅草区、本郷区、小石川区、神田区。第三班は麴町区、芝区、赤坂区、四谷区)。罹災者に職を与える目的から、運搬作業はすべて市の直営で行われ、労力の申し込みはすべて東京市の

職業紹介所を通すこととした(ただし、それ以外に警視庁の申し込みにより朝鮮人を1日150人くらい使用した)。運搬具及びショベルなどの道具は、大部分を陸軍から借り入れることができた。牛車は約1,500輛を新造し、一部を請負業者からも借り入れてどうにか間に合った。

灰燼の運搬には軽便線の敷設が便利と考えられたが、既に主要道路上には電車軌道が敷設されており、その運転開始にもそう手間取らないと思われたので、これと平面交差して軽便線を引くわけにはいかなかった。そのため、銀座通り、日本橋通りなど、電車の開通までに相当時日があって軽便線を敷設する方が都合の良いところにだけ軽便線を利用した。

宅地内の灰燼については、政府から500万円の低利資金を借りられる見込みがついたので、その範囲内のできるだけの処分をすることになった。そのため、隅田川以西焼跡地域における灰燼のなるべく多くをその地域内で処置しなくてはならなくなった。そこで、10月17日に宣伝ビラを2万枚諸所に貼付して、市民に対して宅地内の灰燼を敷地の盛土にするよう求めた。隅田川以西の灰燼数量を約60万立坪と見積もり、そのうち約20万立坪を3か月間で河岸地その他の市の指定灰燼置場に運び、さらにその後3か月間でその灰燼を江東方面及び芝浦埋立予定地などに運搬する計画が立てられ、大部分を請負に附して実施された。

5 衛生施設

(1) 死体処理

死体の収容は、9月2日からほとんどの区で開始された。被服廠跡、吉原公園など、多数の死亡者が発生したところでは、死体を火葬場に送付するのは容易でないので、多数の死体が累積するその場所に臨時火葬場を設けて附近の死体を火葬した。こうした臨時火葬場は市内に12か所設けられた。比較的死亡者の少なかった地域や隅田川筋発見の死体は、既設の火葬場に送致された。6日午前には永田秀次郎市長が被服廠跡を見舞っている。それまで永田市長は遺物になる物を保管しておくよう命じていたが、大量の死体を前にして、そのような作業が無理であることを理解し、すぐに焼く決心をした。それから5日間にわたって焼いた。臭気が充満した。

最も難儀したのは、人夫の取り集めだった。死体の腐乱を厭うため、募集に応じる者がなかった。区から市役所へは、人夫賃を日払い前払いにしたいという要望が寄せられた。人夫は10円払ってもいい顔はしなかったという。

死体処理に要した運搬自動車、船舶などは需要に応ずるものが少なかったため、従来東京市衛生課が使用していた塵芥尿運搬自動車と塵芥搬送船を使用した。

(2) 屎尿処分

屎尿の処分は、震災後しばらく一時中止の状態となった。流言蜚語紛々たる状況や交通の梗塞のために、隣接町村の営業者も汲み取りに来る者がなくなった。避難者が多数流入した山の手の焼残各区では、被災後数日で各家庭に屎尿が充満するに至った。

9月8日、市は収集した残存器具を焼残各区に配布して汲み取りに着手させた。各区役所も自ら車馬や人夫の雇い上げを行った。市内1日の屎尿排出量を約7,500石と見積もり、そのうち2,000石は市区直営で無料汲み取りを行い、残りは隣接町村の青年団、在郷軍人会、近県郡農会などに料金を交付して汲み取りをさせた。屎尿は堆積しており、災後は料金の基礎となる家族員数も変わっていたから、各家庭からの委託の有無にかかわらず一斉汲み取りが行われた。肥桶の代用として四斗樽が用いられた。焼残各区では9月15日ごろには、ほぼ屎尿の堆積を緩和することができた。

搬出先の閉塞という問題が生じた。例えば、四谷区では、世田ヶ谷町、杉並村、石神井村などに搬出していたが、11日に一部搬出を水道橋糞尿溜に転じた。しかし、13日になると同溜もまた充溢したため、市兵衛河岸肥料船に転じた。16日には市兵衛河岸肥料船が満載となったため、搬出先を再び水道橋に変更している。

焼失地域もまた、罹災者が仮小屋を建設して帰住するのに伴い屎尿の堆積をきたしたため、市は22日、東京生肥会社、東京屎尿肥料組合外2名と契約し、25日に各区の汲取を実行した。以後、毎日5,000石余りを汲み取った。

(3) 塵芥掃除

塵芥掃除もまた、震災直後は中止の状態となった。9月7日、市は各区長に通牒を發し、職員を各区に派遣して区の衛生掛を督励した。このころから各区は塵芥掃除を開始し、15日ごろまでにほぼ全部の塵芥を一掃した。交通の途絶のために運搬は困難であり、管轄警察署の了解を得て、やむを得ず随所で塵芥が焼却された。

9月8日から作業を開始した牛込区では、水運梗塞のため、砲兵工廠前の河岸地に搬送して焼却しようとしたところ、雨水が塵芥に浸潤したために5分の1程度しか焼却できなかった。そのため、数日にして搬出場所がなくなってしまい、陸軍戸山学校校長と陸軍東京経理部に交渉して同校構内に700坪28万貫を投棄した。しかし、投棄塵芥から発生した大量の蠅が、傍らにあった近衛騎兵聯隊の食糧倉庫を襲ったため、聯隊より交渉を受けた。そこで、石灰乳を散布し、瓦石、土塊で覆い、以後は投棄しないことにしてようやく解決した。その後は神田区龍閑橋塵芥取扱場に搬出したが、距離が遠かったために作業が思うように進まなかった。

震災時にはあらゆる廃棄物の路面への遺棄が黙認された結果、塵芥を道路に投棄する習慣ができてしまった。「ごみは箱に」の宣伝を必要とするに至った。市はガソリン空箱、四斗樽などを利用して毎日数百の塵芥箱をつくり、公園その他のバラックや街頭に配置した。

6 ボランティアの活動

救護活動を担ったのは、官公署ばかりではない。町内会、青年団、在郷軍人会や他府県から来援した救護団など公私の様々な団体も救護活動を担った。それらは今でいうところのボランティアであり、関東大震災時の救護活動においてもボランティアの役割は欠かせなかった。非焼失地域に設けられた救護所はほとんどが周辺の町会、青年団、在郷軍人会などの応援を得て活動した。

(1) 町内会

震災前から町内会が機能していたところでは、主に余震を恐れて家に入れない町内の居住者向けに、9月1日の陽のあるうちから町内会による炊出が行われ、一部は避難者にも配られた。このような町の一部は夜に入ってから焼失したが、人々は空腹を満たし、握り飯を持って避難することができた。例えば、京橋区の因幡町では、丸の内の楠公像前に縄張りをして避難場所を確保し、老幼婦女をここまで自動車で送り、また、ここで白米の炊出を行った。このため、町内の焼失にもかかわらず離散者はなかった。

町内の自治活動として行われた多くの人々の無償労働は、通過する避難者に対しても炊出や湯茶の接待が行われるなど、他地域からの避難民への救護にもなった。例えば、麴町区富士見町一丁目の富士一会が、町内のほか、靖国神社外苑の避難者にも区役所から運んだ食糧を分配したように、一般避難者に対する救護活動に発展した事例も多かった。中には、四谷区の右京町組合のように、9月1日にバラックを建設した町内会もあった。右京町組合では大森喜一家に庭園を開放してもらい、同家所有の建築材料を借りて約50坪のバラックを建設した。午後3時に建設に着手して午後6時に竣工し、1日当夜は300人余りの避難民を収容した。

(2) 青年団、在郷軍人会

宇佐美勝夫(震災時の東京府知事)は、青年団の活動について、府が統括するべきであるのに指揮命令ができておらず、銘々が勝手に活動していたと回想している。東京市連合青年団本部の指示による青年団の活動は、震災直後については2日午後に西巢鴨町庚睦会の7名が要請に応じて市役所内の炊出に従事した事例にとどまった。

青年団は、本部の指示ではなく、それぞれの判断で町内、小学校などを単位に救護活動を行っていた。在郷軍人もまた、区単位の分会ではなく、その下の班や各町の組合を単位に活動していた。各地で多様な課題が生じる中、中央でそれを把握して指示するのではなく、それぞれが地域ごとの団体として活動することで、有効な救護活動を行うことができた。ただし、9月2日の晩以降、青年団や在郷軍人会の労力の大半は自警団活動に向けられてしまった。

実際のところ、町内での活動では、青年団や在郷軍人会という枠はあまり意識されるものではなかった。例えば、小石川の帝大植物園で炊出にあっていた青年団御殿町分団が10日過ぎ

にこの業務を在郷軍人会に委ねた際には、在郷軍人の過半は青年団員でもあったので、実際の従事者はあまり変わらなかった。この種の活動を担ったのは熱心な個人であり、それがその時々
の事情で組織の一員として把握されたに過ぎない。在郷軍人会や青年団は、地域を越えて応援
する単位であったが、町内を離れての活動の場合には、団体としての活動となった。

(3) 来援救護団

地方から来援した救護団の果たした役割も非常に大きかった。焼失地域と都心部に対する府、
市、区の救護活動は、9月3日の正午過ぎから相次いで到着した群馬県救護団の労力奉仕によっ
て初めて本格化した。6日に田端、新宿、芝浦、亀戸等に設けられた陸軍の配給部でも、開設
当初は人手が不足したため、群馬県救護団の残留した班や栃木県青年団の後続の班の多くがこ
れに配属された。

当局は来援救護団の活動を十全に統制できていたわけではなかった。群馬県から孤児救護の
相談のために上京した上毛孤児院の吉村主事らは、府の内務部長に面会した際に、府が多数の
救護団を持て余している印象を受けた。そして、県から人を派遣して東京に県本部を設け、救
護班を統一整理して府と連絡を取って最も有効な作業に振り向けるようにする必要があると、
携帯した伝書鳩で5日に報知している。また、東京府庁と東京市役所は同じ構内で別々に救護
所を設けていたが、来援した地方救護班に「府へ来たのか、市に来たのか」と問いただすこと
もあった。来援救護団の中には目立つところで活動したがるものも多く、市役所で深川区に行
けといわれたのが不満で警視庁へ行ったら渋谷の先を指定され、憤慨して市役所に戻ってきた
班などもあった。

9月2日から11月初旬までに、府及び市が受け付けた地方よりの応援団体(青年団、在郷軍人
会、消防隊その他救護団体)の数は、1道1府18県にわたり181団体、8,952人、延べ2万3,357
人だった。罹災民に仕事を与えて救済する目的から、無償応援団体は漸次減らして有償労働者
に変える方針がとられた。府庁の救援部では9月24日をもって地方救援部隊の受付・指揮作業
を中止している。

また、これは来援救護団ではないが、東京帝国大学の学生救護班は、後年のボランティアに
つながる活動として知られている。帝大構内の避難者の給養を実施していた彼らは、9月11日
に上野公園での活動を開始した。上野では1万人の避難者が区役所の炊出を受けていたが、昼
飯のために8時ごろから行列しなくてはならず、糞便は随所に散乱していた。帝大学生救護団
は上野公園に支部を置き、便所の新設や汚物清掃等を行うとともに、避難民を14の地区に分け、
それぞれ自治団体として配給などを行わせた。手法自体は他の避難所で管理者によって行われ
たことと類似しているが、最大の避難所だった上野公園では学生の来援によって初めて可能と
なった。